

議会運営委員会次第

日 時 令和7年11月10日（月）

午前10時開議

場 所 第3・4委員会室

1 開会

2 議題

- （1）流山市議会議員政治倫理条例の見直しについて
- （2）陳情の取り扱いについて
- （3）今後のタブレット端末の活用について
- （4）その他

3 閉会

（政治倫理条例の改正の検討について）

・昨今の情勢を踏まえた条例改正の検討を行うため、政治倫理条例のポイントについてまとめられた有識者（駒林良則 立命館大学法学部教授）の論文（「議員政治倫理条例の検討」）の内容を、以下、検討用の参考資料として記載する。

1 議員政治倫理条例の意義と背景

目的：議員の政治活動の透明化・公正化を図ること。不正行為の防止と住民の信頼確保。

構成要素：政治倫理基準、政治倫理審査会、住民による審査請求権が基本的仕組。

当初の想定：刑罰ではなく、情報公開制度の一環として「自浄作用」に依拠。

2 最近の動向と課題

S N Sでの誹謗中傷・ハラスメントなどが増え、条例による対応が求められている。コンプライアンス条例の整備に連動して、議員政治倫理条例も拡張・整備される傾向。

3 懲罰制度との関係

地方自治法上の懲罰（第134条）は議会内の秩序維持が目的。議会外の不祥事には対応困難。

→ その補完的役割として、政治倫理条例が運用されている。

4 条例運用の変容と必要性

もはや「自浄作用」だけでは不十分。不祥事への対応として、対象議員への「措置」や「責任追及」が重視され、条例内容や審査体制の見直しが迫られている。

5 変容に対応する具体策

（1）政治倫理基準の明確化

抽象的表現（例：「品位や名誉を損なう行為」）の具体化・限定化が必要。

（2）審査請求の制度設計

住民または議員による請求要件の見直し（署名数、会派数など）。要件審査を議長の権限とするか、審査会に一任するかで議論が分かれる。

(3) 政治倫理審査会の設計

第三者の委員構成（有識者・市民）を取り入れることで、公正性・透明性を確保。附属機関として議会に設置可能。

(4) 措置の種類と手続き

問責決議、氏名の公表などの措置が政治的ダメージとなるため、対象議員の弁明機会の確保が重要。

6 自律性と恣意性のバランス

政治倫理条例は本来議会の自律的な自浄作用の一環。しかし、糾問的機能が強まりすぎると恣意的運用の懸念があり、第三者性や基準の明確化が必要となる。

(今後のスケジュール(案))

項目	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
条例 比較表等の配付	■										
各会派での検討	←————→										
行政視察（静岡県袋井市）			■								
検証シート配付				■							
検証シート集約、各委員へ共有					■						
検証シートに基づき協議 （1～3回を想定）						■	■	■			
条例案の確認									■		
発議案上程、採決											■

- ・令和8年第3回定例会での条例案上程を目標とする。

(流山市議会の条例の特徴)

・第3条に規定している政治倫理基準において、「公職選挙法、政治資金規正法その他公職にある者に対して適用される法律に違反する行為をしないこと。」や「道路交通法第65条第1項に規定する酒気帯び運転その他の市民の安心安全を脅かすおそれのある違法行為をしないこと。」といった明らかな法令違反について規定されていること。

- ・政治倫理基準として規定されている内容が比較的少ないこと。
 - ・第5条において納税等状況報告書の提出について定めていること。
 - ・政治倫理審査会の設置主体が市長であること。
- ⇒特に第3条の政治倫理基準において、他市議会では下記のとおり多くの条項が定められており、本市議会との違いが見られる。
また、3者の政治倫理基準における共通項目は「ハラスメント」に関する条項を定めている点である。

（袋井市議会の政治倫理基準（本市と重複しないもの））

- ・発言又は情報発信を行う場合の誹謗中傷、名誉毀損など。
- ・強制、強要、圧力をかける行為、ハラスメント、差別その他の人権侵害及び営業妨害のおそれのある行為。
- ・職務上知り得た情報の不正利用。
- ・暴力団等反社会的勢力への関与。
- ・前各号に掲げるもののほか、議員としてその品位と名誉を損なう一切の行為。

（犬山市議会の政治倫理基準（本市と重複しないもの））

- ・発言又は媒体を利用した情報発信における名誉毀損など。
- ・議会の会議において、自己若しくは親族の一身上に関すること又は従事する業務に有利となるような発言すること。
- ・議員個人に市又は指定法人等への調査権限がないことを認識し、議員個人で市若しくは指定法人等に申入れ若しくは要望をし、かつ、当該申入れ若しくは要望に応えることを強要すること。
- ・市等の職員又は議員へのセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、モラルハラスメントその他のハラスメント及び誹謗中傷、風評の流布等
- ・その地位を利用した嫌がらせ若しくは強制又は不当に圧力をかける行為。
- ・差別的な取扱い又は言動、虐待、性的な言動、誹謗中傷する言動その他の人権侵害のおそれのある行為。

- ・暴力団又は暴力団員と飲食、旅行その他の交流をともにしないこと。事実であるか否か、現在であるか過去であるか又は自己であるか知人であるかに関わらず、暴力団等と関係があること又は関係があったことを流布する者も同様。
- ・議員として職務上知り得た秘密を漏洩しないこと。
- ・第三者に依頼し、前各号に掲げる行為をさせないこと。

（境港市議会の政治倫理基準（本市と重複しないもの））

- ・その地位を利用した嫌がらせ、強制、圧力をかける行為。
- また、ハラスメント（他の者が不快に感じる言動、又は行為。）その他人権侵害のおそれのある行為。

流山市議会議員政治倫理条例	袋井市議会議員政治倫理条例
平成19年制定	【最新の条例】 令和7年4月施行と、制定時期が至近である事例。
（目的） 第1条 この条例は、流山市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めるとともに、流山市民（以下「市民」という。）の代表として議員の政治倫理の更なる確立に必要な事項を定めることにより、流山市議会（以下「議会」という。）が市民の厳粛な信託に応え、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。	（目的） 第1条 この条例は、袋井市議会議員（以下「議員」という。）が遵守すべき政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の資質の向上及び誠実かつ公正な職務の遂行を確かなものとし、袋井市議会基本条例（平成27年袋井市条例第29号）の趣旨の実現に寄与することを目的とする。
（議員及び市民の責務） 第2条 議員は、市民の代表としての役割を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない。 2 議員は、この条例に定める政治倫理に関する自らの事項について、進んでその説明責任を果たすよう努めなければならない。 3 市民は、主権者として自らも市政を担い、特定の個人又は法人の利益のため議員が利用されることがないよう、常に議員の活動を見守るよう努めなければならない。	（議員の責務） 第2条 議員は、市民全体の代表者として、市政に携わる責任を深く自覚し、市民の信頼に値する高い倫理性を保持しなければならない。 2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合には、その疑惑を自ら解明し、市民に対し、その責任を明らかにするよう努めなければならない。 （市民の役割） 第3条 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する責任を負うことを自覚するとともに、議員の政治活動への関心を持つよう努めるものとする。 2 市民は、自己又は特定の者の利益を図るため、議員に対し、その地位による影響力を不正に行使するよう働きかけてはならない。
（政治倫理基準の遵守） 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。	第5条 議員は、次に掲げる事項（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。
（1） 市民の代表として名誉と品位を損なう行為を慎み、議員としての職務に関し、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。	（1） 常に市民全体の利益の実現を目指して行動し、特定の利益の実現を求めて市民全体の利益を損なわないこと。
（2） 公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）その他公職にある者に対して適用される法律に違反する行為をしないこと。	
（3） 流山市並びに公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社及び流山市が加入する一部事務組合及び広域連合及び流山市が資本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人及び株式会社（以下単に「市」と総称する。）が行う許可若しくは認可又は請負その他の契約に関し、特定の個人、企業、団体等のために、有利な取り計らいをしたと見られる行為をしないこと。	
（4） 議員及び当該議員を推薦し、又は支持する公職選挙法第199条の5第1項に規定する後援団体に対する政治活動に関する寄附として、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある金品を受けないこと。	（3） 政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、自らの後援団体に対しても同様に取扱いをさせるよう措置すること。
（5） 常に議員として市民の利益を優先し、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある金品を受けないこと。	（2） 地位を利用して不正を疑われるような金品の授受、飲食の供応その他これに類する行為をしないこと。
（6） 市の職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するような働きかけをしないこと。	（4） 市の職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するような働きかけをしないこと。
（7） 市の職員の採用、昇任又は人事異動に関して、特定の個人の推薦、紹介等の行為をしないこと。	（5） 市の職員の採用、昇任、異動等の人事に関与しないこと。
（8） 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に規定する酒気帯び運転その他の市民の安心安全を脅かすおそれのある違法行為をしないこと。	

流山市議会議員政治倫理条例	袋井市議会議員政治倫理条例
	(6) 発言又は情報発信を行う場合（第三者をしてこれらをさせる場合を含む。）は、確たる事実に基づき公人としての自覚及び責任を持ち、誹謗中傷の言動その他他人の名誉を毀損し、又は人格を損なわせる行為をしないこと。
	(7) その地位を利用して、強制、強要、圧力をかける行為、ハラスメント、差別その他の人権侵害及び営業妨害のおそれのある行為をしないこと。
	(8) 職務上知り得た情報を不正に利用し、又は第三者等に伝達しないこと。
	(9) 暴力団（袋井市暴力団排除条例（平成23年袋井市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）等反社会的勢力に関与しないこと。
	(10) 前各号に掲げるもののほか、議員としてその品位と名誉を損なう一切の行為をしないこと。
（宣誓書の提出） 第4条 議員は、この条例を遵守する旨の宣誓を行い、議員の任期開始の日（再選挙又は補欠選挙により議員となった者にあつてはその選挙の期日とし、繰上補充により当選人と定められた議員にあつてはその当選の効力発生の日とする。）から30日以内に、別に定める宣誓書を流山市議会議長（以下「議長」という。）に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると議長が認めたときは、この限りでない。	（宣誓） 第4条 議員は、この条例を遵守する旨の宣誓をしなければならない。 2 前項の宣誓は、当該議員の任期の初日から最初に招集される議会の会議までの間に行うものとする。
（納税等状況報告書の提出） 第5条 議員は、流山市が徴収する税金等について納税等の状況を記載した報告書（以下「納税等状況報告書」という。）を、毎年、議長が指定する日までに作成し、納税等の状況を証する資料を添付して、遅滞なく議長に提出しなければならない。ただし、規則で定める議員については、この限りでない。 2 前項の規定により作成された納税等状況報告書は、議長においてその要旨を公表するとともに、5年間保存しなければならない。	
	（補助等を受けている団体等の長への就任） 第6条 議員は、法令等で定めがある場合及び市議会であらかじめ定める場合を除き、市から負担金、補助金又は交付金を受けている団体の長又は市が設置する委員会、審議会、協議会その他これに類する組織の長に就任しないように努めなければならない。

流山市議会議員政治倫理条例	袋井市議会議員政治倫理条例
(調査請求) 第6条 公職選挙法第9条第2項の規定により議員の選挙権を有する者（以下「有権者」という。）又は議員は、議員が第3条に掲げる政治倫理基準（以下「政治倫理基準」という。）に違反していると認めるときは、有権者にあつては、有権者数の500分の1以上の、議員にあつては、議員総数の4分の1以上の署名により、議長に対し、議員の政治倫理基準に違反する行為の存否について調査の請求（以下「調査請求」という。）をすることができる。この場合において、当該調査請求を行う者は、議員が政治倫理基準に違反していると疑うに足る事実を証する資料を添付した調査請求書を、議長に提出しなければならない。	(審査の請求) 第7条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第18条に規定する当市に選挙権を有する者（以下「有権者」という。）又は議員は、議員が第5条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、これを証する書類を添えて、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める連署をもって、その代表者（以下「請求者」という。）から議長に対し、審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。この場合において、連署に係る署名は、当該審査を請求した日前1月以内に行われたものでなければならない。 (1) 市民が請求する場合 有権者100人以上の者の連署 (2) 議員が請求する場合 議員定数の8分の1以上の議員の連署 2 前項第2号の連署は、2以上の異なる議会の会派（いずれの会派にも属さない議員にあつては、その全員をもって1の会派とみなす。）に属する議員によるものでなければならない。 3 議長は、審査請求があつたときは、当該審査請求の内容及び書類を審査し、不備があると認めるときは、相当の期間を定めて当該審査請求の請求者に対し、その補正を求めることができる。 4 議長は、審査請求が次に掲げるいずれかに該当するときは、当該審査請求を却下することができる。 (1) 審査請求をすることができない者によって行われたとき。 (2) 連署に係る要件を満たしていないとき。 (3) 政治倫理基準に違反しないことが明らかであるとき。 (4) 請求者が前項の規定による補正に応じないとき。 5 審査請求は、当該違反を疑う行為があつた日又は終わった日から1年を経過したときは、これを請求することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
(政治倫理基準違反の調査等) 第7条 議長は、前条に規定する調査請求を受けたときは、政治倫理基準に違反する行為の存否についての調査を依頼するため、直ちに調査請求書及び添付書類の写しを市長に送付するものとする。 2 市長は、前項の規定により議長から調査請求書及び添付書類の写しの送付を受けたときは、流山市政治倫理審査会条例（平成19年流山市条例第19号。以下「審査会条例」という。）の規定に基づき設置される流山市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）に政治倫理違反行為の存否についての調査を行わせるものとする。	(審査会の設置等) 第8条 議長は、審査請求が適当であると認めるときは、当該審査請求がされた日から1月以内に袋井市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、当該審査請求に係る事案（以下「審査事案」という。）の審査を付託するものとする。 2 審査会は、委員8人以内をもって組織する。 3 審査会の委員（以下「委員」という。）は、議員及び有識者とし、議長が公正を期して指名する。 4 審査の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）は、当該審査事案に係る委員となることができない。 5 第3項に規定する委員のうち有識者の委員の報酬は、袋井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びにその支給に関する条例（平成17年袋井市条例第34号）別表のその他法令、条例の規定による委員の報酬額とする。 6 委員の任期は、第11条第1項の規定による審査結果の報告が終了した日までとする。 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 8 委員は、公平、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

流山市議会議員政治倫理条例	袋井市議会議員政治倫理条例
	(審査会の審査等) 第9条 審査会は、議長から審査事案の審査を付託されたときは、政治倫理基準に違反する行為（以下「違反行為」という。）の存否について調査するとともに、違反行為が認められた場合は、審査対象議員に対し講ずべき措置を決定する。 2 審査会は、審査対象議員に審査会の会（以下「会議」という。）への出席を求め、弁明の機会を与えなければならない。 3 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査事案に関係する者、識見を有する者等に対し、会議への出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。 4 会議は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の同意により非公開とすることができる。 5 審査会の委員長及び副委員長の選任、招集、表決等については、袋井市議会委員会条例（平成17年袋井市条例第167号）第8条から第22条まで、第32条及び第51条から第61条までの規定を準用する。 6 審査会は、審査の結果、審査対象議員に対し、議員辞職を勧告する表決を行う場合は、前項の規定にかかわらず、3分の2以上の委員が出席し、かつ、その4分の3以上の多数をもって決する。
(議長の協力義務) 第8条 議長は、審査会条例第7条第1項の規定による依頼があったときは、審査会の調査等に必要な資料を提出しなければならない。	
(議員の協力義務) 第9条 議員は、審査会条例第7条第2項の規定による求めがあったときは、審査会の調査等に必要な資料を提出しなければならない。 2 議員は、審査会条例第7条第3項の規定による求めがあったときは、審査会に出席し、意見を述べ、又は説明をしなければならない。 3 議長は、審査会条例第7条第5項の規定により、市長から議員が審査会の求めに応じなかった旨の通知があったときは、その内容を速やかに公表しなければならない。	(議員の協力義務) 第10条 議員は、審査会からの求めに応じ、審査に必要な書類を提出し、又は会議に出席して意見を述べなければならない。
(調査報告書の公表等) 第10条 市長は、審査会条例第6条の規定により審査会から調査報告書の送付を受けたときは、速やかにその写しを議長に送付しなければならない。 2 議長は、前項の規定により市長から調査報告書の写しの送付を受けたときは、その内容を調査請求した有権者又は議員に通知しなければならない。 3 前項の調査報告書の写しは、議長においてその要旨を公表するとともに、3年間保存しなければならない。	(審査結果の報告等) 第11条 審査会の審査が終了したときは、委員長は、報告書を作成し、議長に提出しなければならない。 2 前項の規定による報告書の提出は、審査会が付託を受けた日から90日以内に行うものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。 3 議長は、第1項の規定による報告書の提出を受けたときは、請求者及び審査対象議員に対し、速やかに審査結果を通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
(調査結果の尊重) 第11条 議会は、審査会の調査結果を尊重し、政治倫理基準に違反したと指摘された議員に対して、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。	

流山市議会議員政治倫理条例	袋井市議会議員政治倫理条例
	(審査対象議員に対する措置) 第12条 議長は、前条第1項の規定による報告書の提出がされたときは、その報告を尊重し、議会運営委員会の議決を経て、次の各号のいずれかの措置を講ずることができる。 (1) 口頭注意 議長が審査対象議員に対し口頭で注意すること。 (2) 文書による戒告 議長が審査対象議員に対し文書で戒告し、及び当該戒告文書を公表すること。 (3) 議場における陳謝の勧告 議長が審査対象議員に対し議場において陳謝すべきことを文書で勧告し、及び当該勧告文書を公表すること。 (4) 一定期間の出席自粛の勧告 議会運営委員会が本会議に審査対象議員に対する出席自粛勧告決議案を提出すること。 (5) 議員辞職の勧告 議会運営委員会が本会議に審査対象議員に対する議員辞職勧告決議案を提出すること。 (6) その他議会が必要と認める措置 2 議長は、前項に規定する措置を講じたときは、その事実を本会議で報告するとともに市民に公表し、及び審査請求した者に対し、その旨を報告しなければならない。 3 議長は、審査会の勧告と異なる内容である措置を講じたときは、前項の規定による公表及び報告において、異なることとなった理由を示さなければならない。 4 議長は、第1項第4号及び第5号に定める決議案が提出されたときは、その審議の後に、第2項の規定による報告及び公表をするときは同一の方法で、審査対象議員に意見表明の機会を与えなければならない。 5 議長は、審査対象議員の名誉を回復することが必要であると認めるときは、所要の措置を講じなければならない。
	(議長職務の代行) 第13条 議長が審査対象議員となったときは副議長が、議長及び副議長が共に審査対象議員となったときは議会運営委員会の委員長が、この条例に規定する議長の職務を行うものとする。
(委任) 第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。	(委任) 第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

流山市議会議員政治倫理条例	犬山市議会議員政治倫理条例
平成19年制定	【政治倫理基準の明確化】 政治倫理基準ができる限り具体化ないし詳細化されている事例。
（目的） 第1条 この条例は、流山市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めるとともに、流山市民（以下「市民」という。）の代表として議員の政治倫理の更なる確立に必要な事項を定めることにより、流山市議会（以下「議会」という。）が市民の厳粛な信託に応え、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。	（目的） 第1条 この条例は、犬山市議会基本条例（平成23年条例第14号）第16条の理念に則り、議員が議員活動を行う際に遵守すべき行動基準（以下「政治倫理基準」という。）を定めることにより、議員の政治倫理の確立及び向上を図り、もって市民に信頼される公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。
（議員及び市民の責務） 第2条 議員は、市民の代表としての役割を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない。 2 議員は、この条例に定める政治倫理に関する自らの事項について、進んでその説明責任を果たすよう努めなければならない。 3 市民は、主権者として自らも市政を担い、特定の個人又は法人の利益のため議員が利用されることがないよう、常に議員の活動を見守るよう努めなければならない。	（議員の責務） 第2条 議員は、市民全体の代表者として市政に携わり、公共の利益を追求するという自覚を持って、その使命の達成に努めなければならない。 2 議員は、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけがあったときは、これに応じてはならない。 3 議員は、政治倫理基準に違反する疑いがあるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって当該疑惑を解明し、その責任を明らかにしなければならない。
	（働きかけの禁止） 第3条 何人も議員に対し、政治倫理基準に違反する働きかけを行ってはならない。
（政治倫理基準の遵守） 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。	（政治倫理基準の遵守） 第5条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。
（1） 市民の代表として名誉と品位を損なう行為を慎み、議員としての職務に関し、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。	（1） 市民の代表者及び公職にある者として、その品位又は名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれる行為をしないこと。
（2） 公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）その他公職にある者に対して適用される法律に違反する行為をしないこと。	
（3） 流山市並びに公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社及び流山市が加入する一部事務組合及び広域連合及び流山市が資本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人及び株式会社（以下単に「市」と総称する。）が行う許可若しくは認可又は請負その他の契約に関し、特定の個人、企業、団体等のために、有利な取り計らいをしたと見られる行為をしないこと。	（5） 市又は次に掲げる者のうち議長が規則で定めるもの若しくは市の公の施設の管理を行う指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）（以下「指定法人等」という。）が行う許認可、工事等の請負契約（下請負に係る契約を含む。）、業務委託契約及び物品購入契約並びに指定管理者の指定に関して、特定の個人、企業、団体等のために有利となるような斡旋等の働きかけをしないこと。 ア 市が構成団体となっている一部事務組合又は広域連合その他の団体 イ 市が資本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している法人 ウ 市が財政的援助を与える法人又は団体
（4） 議員及び当該議員を推薦し、又は支持する公職選挙法第199条の5第1項に規定する後援団体に対する政治活動に関する寄附として、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある金品を受けないこと。	（3） 政治活動に関し、個人、企業、団体等に対して、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。議員の後援団体についても、同様とする。
（5） 常に議員として市民の利益を優先し、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある金品を受けないこと。	（4） その地位を利用して、公正を疑われるような金品、飲食等の授受等をしないこと。
（6） 市の職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するような働きかけをしないこと。	（8） 市の職員又は指定法人等の職員に対し、嫌がらせ、恫喝、強要その他の行為をし、その公正な職務執行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけをしないこと。

流山市議会議員政治倫理条例	犬山市議会議員政治倫理条例
(7) 市の職員の採用、昇任又は人事異動に関して、特定の個人の推薦、紹介等の行為をしないこと。	(7) 市の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職にある者（議員を除く。）を含む。以下同じ。）又は指定法人等の職員（役員を含む。以下同じ。）の採用、就任、昇任、異動、解雇、退任等の人事に関し、不当な関与をしないこと。
(8) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に規定する酒気帯び運転その他の市民の安心安全を脅かすおそれのある違法行為をしないこと。	
	(2) 公職にある者としての発言又はチラシ、ウェブサイト、ソーシャル・ネットワーキング・サービスその他の媒体を利用した情報発信において、他人の名誉を毀損し、又は人格を損なう一切の行為をしないこと。
	(6) 議会の会議において、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹（姻族を含む。）の一身上に関すること又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に有利となるような発言をしないこと。
	(9) 議員個人に市又は指定法人等への調査権限がないことを認識し、議員個人で市若しくは指定法人等に申入れ若しくは要望をし、かつ、当該申入れ若しくは要望に応えることを強要しないこと。
	(10) 市の職員若しくは指定法人等の職員又は議員にセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、モラルハラスメントその他のハラスメント及び誹謗中傷、風評の流布等により人権を侵害し、又は不快にさせる行為をしないこと。
	(11) その地位を利用した嫌がらせ若しくは強制又は不当に圧力をかける行為をしないこと。
	(12) 差別的な取扱い又は言動、虐待、性的な言動、誹謗中傷する言動その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
	(13) 犬山市暴力団排除条例（平成24年条例第34号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）と飲食、旅行その他の交流をともにしないこと。事実であるか否か、現在であるか過去であるか又は自己であるか知人であるかに関わらず、暴力団等と関係があること又は関係があったことを流布する者も、同様とする。
	(14) 議員として職務上知り得た秘密を漏洩しないこと。
	(15) 第三者に依頼し、前各号に掲げる行為をさせないこと。
(宣誓書の提出) 第4条 議員は、この条例を遵守する旨の宣誓を行い、議員の任期開始の日（再選挙又は補欠選挙により議員となった者にあつてはその選挙の期日とし、繰上補充により当選人と定められた議員にあつてはその当選の効力発生の日とする。）から30日以内に、別に定める宣誓書を流山市議会議長（以下「議長」という。）に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると議長が認めたときは、この限りでない。	(宣誓) 第4条 議員は、議員の任期開始の日から30日以内に、この条例を遵守する旨の宣誓を行うものとする。 2 前項の規定による宣誓は、宣誓書を議長に提出することにより行うものとする。
(納税等状況報告書の提出) 第5条 議員は、流山市が徴収する税金等について納税等の状況を記載した報告書（以下「納税等状況報告書」という。）を、毎年、議長が指定する日までに作成し、納税等の状況を証する資料を添付して、遅滞なく議長に提出しなければならない。ただし、規則で定める議員については、この限りでない。 2 前項の規定により作成された納税等状況報告書は、議長においてその要旨を公表するとともに、5年間保存しなければならない。	

流山市議会議員政治倫理条例	犬山市議会議員政治倫理条例
	(請負等に関する制限) 第6条 議員又は議員が役員をし、若しくは実質的に経営に携わる法人その他の団体は、地方自治法第92条の2の規定を遵守し、市民に疑惑の念を生じさせることのないよう努めなければならない。
	(政治倫理基準の違反に関する申立て等) 第7条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条第2項の規定により犬山市の議員及び長の選挙権を有する者（犬山市の選挙人名簿に登録されている者に限る。以下「有権者」という。）、市の職員若しくは指定法人等の職員（これらの職員に対し、政治倫理基準に違反する疑いがあると認める行為のあった日から6月以内に退職、退任等をした者を含む。）又は議員は、政治倫理基準に違反する疑いがあると認める議員があるときは、議長に対し、当該疑いがあることを明らかにする資料（以下「疎明資料」という。）及び議長が必要と認める書類を添え、書面により申立てをすることができる。 2 前項の規定による申立て（以下「申立」という。）は、当該申立に係る行為のあった日から6月以内に行わなければならない。 3 議長は、申立があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、当該申立に係る議員に通知しなければならない。 4 前項の規定による通知を受けた議員は、第2条第3項の規定に基づき、疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにし、当該通知を受けた日から30日以内に議長に申立に係る対応書を提出しなければならない。 5 議長は、前項の規定による対応書の提出があったときは、速やかにその内容を当該対応書に係る申立をした者（以下「申立者」という。）に通知するものとする。 6 申立者は、前項の規定による通知があった後においても、当該通知に係る議員に政治倫理基準に違反する疑いがあると認めるときは、議長に申し出て、協議等の場（犬山市議会会議規則（昭和43年議会規則第1号）第158条第1項に規定する協議等の場をいう。以下同じ。）に出席し、説明することができる。 7 前項の場合において、同項の疑いに係る議員は、協議等の場に出席できないものとする。ただし、当該協議等の場に出席する議員の半数以上の同意があるときは、この限りでない。 8 第6項の規定により申立者が出席する協議等の場の会議は、非公開とする。

流山市議会議員政治倫理条例	犬山市議会議員政治倫理条例
(調査請求) 第6条 公職選挙法第9条第2項の規定により議員の選挙権を有する者（以下「有権者」という。）又は議員は、議員が第3条に掲げる政治倫理基準（以下「政治倫理基準」という。）に違反していると認めるときは、有権者にあつては、有権者数の500分の1以上の、議員にあつては、議員総数の4分の1以上の署名により、議長に対し、議員の政治倫理基準に違反する行為の存否について調査の請求（以下「調査請求」という。）をすることができる。この場合において、当該調査請求を行う者は、議員が政治倫理基準に違反していると疑うに足る事実を証する資料を添付した調査請求書を、議長に提出しなければならない。	(審査請求) 第8条 有権者又は議員は、政治倫理基準に違反する疑いがあると認める議員があるときは、議長に対し、疎明資料を添えて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める連署をもって、その代表者から審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。 (1) 有権者が審査請求をする場合 有権者30人以上の連署 (2) 議員が審査請求をする場合 議員3人以上の連署 2 審査請求は、当該審査請求に係る行為のあった日から1年以内に行わなければならない。 3 第1項第1号の規定による連署は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第92条第4項に規定する期間を除き、審査請求が行われる日前30日以内に行われたものでなければならない。 4 署名が有効となる有権者は、当該署名に係る審査請求が行なわれた日の直近に行われた公職選挙法第22条第1項の規定による犬山市の選挙人名簿の登録において当該選挙人名簿に登録されている者とする。 5 第1項第2号の規定による連署は、2以上の異なる会派（会派に属さない議員にあつては、1人につき1会派とみなす。）に属する者により行われていなければならない。
	(審査請求の受理等) 第9条 議長は、審査請求があつたときは当該審査請求の内容について審査するものとし、審査請求に係る請求書に形式上の不備があると認めるときは相当の期間を定めて、審査請求をした代表者（以下「請求代表者」という。）に対し、その補正を求めることができる。 2 議長は、審査請求が次の各号のいずれかに該当するときは、当該審査請求を却下するものとする。 (1) 前条に規定する要件を満たしていないとき。 (2) 請求代表者が前項の規定による補正の求めに従わないとき。 (3) 第5条各号に掲げる政治倫理基準に明らかに違反しないと議長が認めるとき。 3 議長は、前項の規定により審査請求を却下したときは、その旨及びその理由を請求代表者に通知するものとする。

流山市議会議員政治倫理条例	犬山市議会議員政治倫理条例
(政治倫理基準違反の調査等) 第7条 議長は、前条に規定する調査請求を受けたときは、政治倫理基準に違反する行為の存否についての調査を依頼するため、直ちに調査請求書及び添付書類の写しを市長に送付するものとする。 2 市長は、前項の規定により議長から調査請求書及び添付書類の写しの送付を受けたときは、流山市政治倫理審査会条例（平成19年流山市条例第19号。以下「審査会条例」という。）の規定に基づき設置される流山市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）に政治倫理違反行為の存否についての調査を行わせるものとする。	(犬山市議会議員政治倫理審査会) 第10条 議長は、審査請求を受けたときは、前条第2項の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、当該審査請求に係る審査（以下「審査」という。）を行わせるため、犬山市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査を付託するものとする。 2 議長は、前項の規定により審査会を設置したときは、速やかに請求代表者及び審査の対象となる議員（以下「審査対象議員」という。）に対し、その旨を通知するものとする。 3 議長は、犬山市議会委員会条例（昭和43年条例第36号。以下「委員会条例」という。）第3条の2第1項の規定により設置する議会運営委員会の選出方法に準じて、審査会の委員（以下「委員」という。）を議員のうちから指名するものとする。 4 委員の定数は、9人以内とする。ただし、審査請求を行った議員及び審査対象議員は、委員となることができない。 5 委員の任期は、第3項の規定による指名の日から第14条の規定による報告をした日までとする。ただし、委員が議員の職を失ったときは、その任期を終了するものとする。 6 審査会の委員長（以下「委員長」という。）は、必要と認めるときは、有識者を審査会に出席させ、意見を求めることができる。 7 審査会の会議は、非公開とする。 8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 9 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。 10 委員長の選任その他審査会の運営に関する事項は、委員会条例の規定の例による。 11 前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。
	(審査会の審査) 第11条 審査会は、議長から審査を付託されたときは、政治倫理基準に違反する行為の有無について審査する。 2 前項の場合において、審査会は、審査を行うため、請求代表者、審査対象議員及び審査請求に係る関係者に対し、意見又は事情の聴取、資料の提出その他審査に必要な事項を議長を経由して要求することができる。
(議長の協力義務) 第8条 議長は、審査会条例第7条第1項の規定による依頼があったときは、審査会の調査等に必要な資料を提出しなければならない。	
(議員の協力義務) 第9条 議員は、審査会条例第7条第2項の規定による求めがあったときは、審査会の調査等に必要な資料を提出しなければならない。 2 議員は、審査会条例第7条第3項の規定による求めがあったときは、審査会に出席し、意見を述べ、又は説明をしなければならない。 3 議長は、審査会条例第7条第5項の規定により、市長から議員が審査会の求めに応じなかった旨の通知があったときは、その内容を速やかに公表しなければならない。	(審査対象議員の協力義務等) 第12条 審査対象議員は、前条第2項の規定による要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は審査会の会議に出席して説明しなければならない。 2 議長は、審査対象議員が前条第2項の規定による要求に協力しないとき、又は虚偽の発言若しくは報告をしたときは、その旨を第14条の規定による報告に併せて、公表するものとする。

流山市議会議員政治倫理条例	犬山市議会議員政治倫理条例
	(弁明の機会の付与) 第13条 審査対象議員は、審査会に対し、口頭又は書面により弁明する機会を与えるよう議長を経由して請求することができる。 2 審査会は、前項の規定による請求があったときは、審査対象議員に対し、弁明の機会を与えなければならない。
(調査報告書の公表等) 第10条 市長は、審査会条例第6条の規定により審査会から調査報告書の送付を受けたときは、速やかにその写しを議長に送付しなければならない。 2 議長は、前項の規定により市長から調査報告書の写しの送付を受けたときは、その内容を調査請求した有権者又は議員に通知しなければならない。 3 前項の調査報告書の写しは、議長においてその要旨を公表するとともに、3年間保存しなければならない。	(審査結果の報告) 第14条 審査会は、審査を終了したときは、議長に対し、速やかにその審査の結果に意見を付して報告しなければならない。この場合において、政治倫理基準に違反する行為があると認めるときは、当該報告に次の各号のいずれかの措置を講ずるよう意見を付さなければならない。 (1) 文書による嚴重注意 (2) 議会内での役職の辞任勧告 (3) 議員の辞職勧告 (4) その他必要と認める措置 (審査結果の通知) 第15条 議長は、前条の規定による報告を受けたときは、請求代表者及び審査対象議員に対し、速やかに審査の結果を通知しなければならない。 (公表) 第17条 議長は、第14条の規定による報告を受けたとき又は審査対象議員が前条第1項の措置を講じたとき若しくは議会が同条第2項の措置を講じたときは、速やかにその概要を公表しなければならない。
(調査結果の尊重) 第11条 議会は、審査会の調査結果を尊重し、政治倫理基準に違反したと指摘された議員に対して、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。	(審査の結果とるべき措置) 第16条 審査対象議員は、審査の結果、政治倫理基準に違反する行為があると認められたときは、その結果を尊重し、速やかに政治倫理の確保のために、自ら必要な措置を講じなければならない。 2 議会は、審査対象議員が前項の措置を自ら講じないときは、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、審査の結果を尊重し、議決により、必要な措置を講ずるものとする。 3 前項の場合において、第14条第3号に規定する措置を講ずるときは、同時に同条第2号に規定する措置を講ずるものとする。 4 第1項及び第2項に規定する措置を講じた場合の効力は、当該対象議員の任期中継続する。
(委任) 第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。	(委任) 第18条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が規則で定める。

流山市議会議員政治倫理条例	境港市議会議員政治倫理条例
平成19年制定	【ハラスメント条項の追加】 議員のハラスメント防止のために、政治倫理条例を改正した事例。
（目的） 第1条 この条例は、流山市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めるとともに、流山市民（以下「市民」という。）の代表として議員の政治倫理の更なる確立に必要な事項を定めることにより、流山市議会（以下「議会」という。）が市民の厳粛な信託に応え、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。	（目的） 第1条 この条例は、境港市議会議員（以下「議員」という。）が、市民の代表として人格と倫理の向上に努め、その地位による影響力を不正に行使して、自己又は特定の者の利益を図り、若しくは他の者の人権を侵害することのないよう必要な事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、市民に信頼される公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。
（議員及び市民の責務） 第2条 議員は、市民の代表としての役割を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない。 2 議員は、この条例に定める政治倫理に関する自らの事項について、進んでその説明責任を果たすよう努めなければならない。 3 市民は、主権者として自らも市政を担い、特定の個人又は法人の利益のため議員が利用されることがないように、常に議員の活動を見守るよう努めなければならない。	（議員の責務） 第2条 議員は、市民の厳粛な信託を受けた代表者として、自らの行動を厳しく律し、より高い倫理観を持ち市政に携わる権能と責務を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。 2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、真摯かつ誠実に疑惑の解明に努めなければならない。
（政治倫理基準の遵守） 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。	（政治倫理基準） 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準（以下「倫理基準」という。）を遵守しなければならない。
（1） 市民の代表として名誉と品位を損なう行為を慎み、議員としての職務に関し、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。	（1） 議員の品位と名誉を損なう行為により、市民の議会に対する信頼を損ねないこと。
（2） 公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）その他公職にある者に対して適用される法律に違反する行為をしないこと。	
（3） 流山市並びに公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社及び流山市が加入する一部事務組合及び広域連合及び流山市が資本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人及び株式会社（以下単に「市」と総称する。）が行う許可若しくは認可又は請負その他の契約に関し、特定の個人、企業、団体等のために、有利な取り計らいをしたと見られる行為をしないこと。	（3） 市及び本市行政と密接な関係のある法人（以下「市等」という。）が行う許認可等の処分若しくは行政指導又は工事請負契約、業務委託契約、物品納入契約その他の契約（以下「工事請負契約等」という。）に関し、特定のもののために不正な働きかけをしないこと。
（4） 議員及び当該議員を推薦し、又は支持する公職選挙法第199条の5第1項に規定する後援団体に対する政治活動に関する寄附として、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある金品を受けないこと。	（5） 政治活動に関して、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、議員の後援団体についても同様に取り扱わせるよう措置すること。
（5） 常に議員として市民の利益を優先し、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある金品を受けないこと。	（2） 議員の地位を利用して公正を疑われるような金品を授受しないこと。
（6） 市の職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するような働きかけをしないこと。	（6） 市等の職員の公正な職務遂行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使するような働きかけをしないこと。
（7） 市の職員の採用、昇任又は人事異動に関して、特定の個人の推薦、紹介等の行為をしないこと。	（4） 市職員の採用、昇任、降任、異動その他の人事について、その地位を利用し、影響力を行使しないこと。
（8） 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に規定する酒気帯び運転その他の市民の安心安全を脅かすおそれのある違法行為をしないこと。	

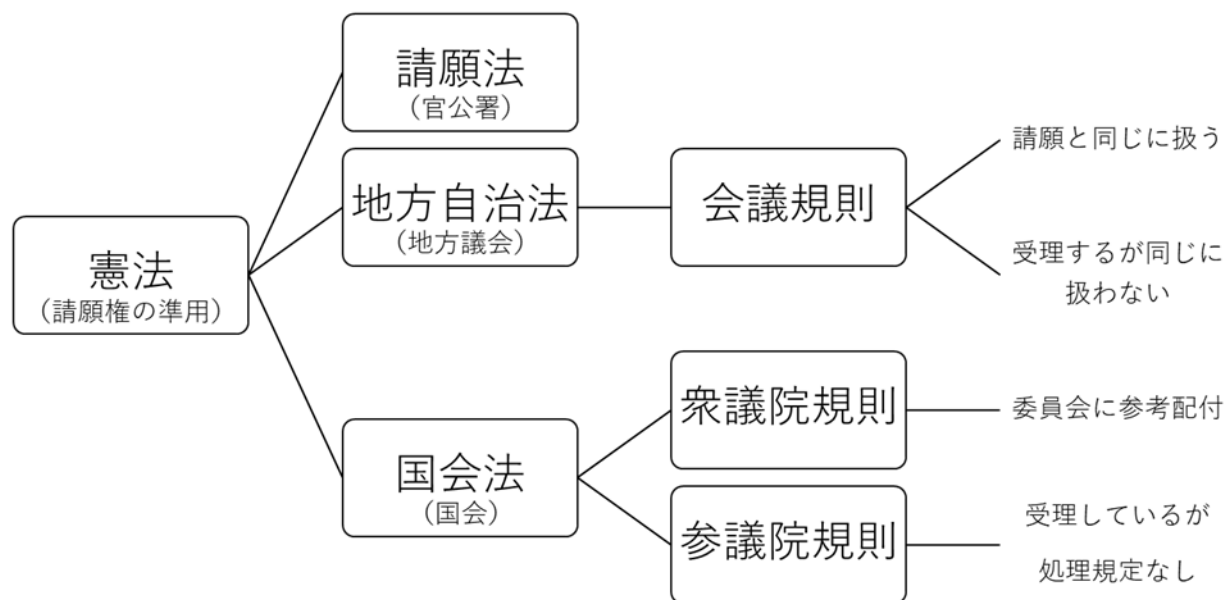
流山市議会議員政治倫理条例	境港市議会議員政治倫理条例
	(7) 議員は、その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしてはならない。また、いかなる場合であっても、ハラスメント（他の者が不快に感じる言動、又は行為をいう。）その他人権侵害のおそれのある行為をしてはならない。
	2 前項に規定する倫理基準の運用に当たっては、議員の正当な活動を制限することのないよう留意しなければならない。
(宣誓書の提出) 第4条 議員は、この条例を遵守する旨の宣誓を行い、議員の任期開始の日（再選挙又は補欠選挙により議員となった者にあつてはその選挙の期日とし、繰上補充により当選人と定められた議員にあつてはその当選の効力発生の日とする。）から30日以内に、別に定める宣誓書を流山市議会議長（以下「議長」という。）に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると議長が認めたときは、この限りでない。	
(納税等状況報告書の提出) 第5条 議員は、流山市が徴収する税金等について納税等の状況を記載した報告書（以下「納税等状況報告書」という。）を、毎年、議長が指定する日までに作成し、納税等の状況を証する資料を添付して、遅滞なく議長に提出しなければならない。ただし、規則で定める議員については、この限りでない。 2 前項の規定により作成された納税等状況報告書は、議長においてその要旨を公表するとともに、5年間保存しなければならない。	
	(補助等を受けている団体の役員等への就任) 第4条 議員は、市等から活動及び運営に対する補助又は助成を受けている団体の長に就任しないよう努めること。 2 議員は、前項に規定する団体の役員に就任し、又はその職を辞し、若しくは異動があったときは、遅滞なく議長にその旨を届け出なければならない。 3 議長は、前項の規定により提出された届出を公表するものとする。
	(工事請負契約等に関する遵守事項) 第5条 議員は、自らが実質的に経営に関与する企業と市等との間で締結する工事請負契約等に関して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市民に疑念を生じさせないように努めなければならない。
	(除斥の議員名及び事件名の公表) 第6条 議長は、地方自治法第117条の規定により除斥された議員及び事件名を公表するものとする。 2 前項の規定により除斥される議員は、当該議事が行われる前に議長に届け出なくてはならない。

流山市議会議員政治倫理条例	境港市議会議員政治倫理条例
（調査請求） 第6条 公職選挙法第9条第2項の規定により議員の選挙権を有する者（以下「有権者」という。）又は議員は、議員が第3条に掲げる政治倫理基準（以下「政治倫理基準」という。）に違反していると認めるときは、有権者にあつては、有権者数の500分の1以上の、議員にあつては、議員総数の4分の1以上の署名により、議長に対し、議員の政治倫理基準に違反する行為の存否について調査の請求（以下「調査請求」という。）をすることができる。この場合において、当該調査請求を行う者は、議員が政治倫理基準に違反していると疑うに足る事実を証する資料を添付した調査請求書を、議長に提出しなければならない。	（審査の請求） 第7条 議員は、倫理基準に反する疑いがあると認められる議員があるときは、それを疑うに足る事実を証する資料を添えて、議員定数の5分の1以上の議員の連署をもって、その代表者（以下「議員による審査請求代表者」という。）から書面で議長に対して審査を請求することができる。 2 議員の選挙権を有する者（以下「有権者」という。）は、倫理基準に反する疑いがあると認められる議員があるときは、それを疑うに足る事実を証する資料を添えて、有権者100人以上の者の連署をもって、その代表者（以下「市民による審査請求代表者」という。）から書面で議長に対して審査を請求することができる。 3 前項に規定する有権者とは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録された者とする。 4 議長は、市民による審査請求代表者から第2項の規定による書面の提出があったときは、直ちに境港市選挙管理委員会に対し、署名した者が選挙人名簿に登録された者であることの確認を求めるものとする。この場合において、境港市選挙管理委員会は、署名の確認審査を行いその結果を議長に通知するものとする。 5 議長は、第1項又は第2項に規定する要件を満たしていると認めたときは当該審査請求を受理し、又は要件を満たしていないと認めたときは却下するものとして、その旨を議員による審査請求代表者又は市民による審査請求代表者に通知するものとする。
（政治倫理基準違反の調査等） 第7条 議長は、前条に規定する調査請求を受けたときは、政治倫理基準に違反する行為の存否についての調査を依頼するため、直ちに調査請求書及び添付書類の写しを市長に送付するものとする。 2 市長は、前項の規定により議長から調査請求書及び添付書類の写しの送付を受けたときは、流山市政治倫理審査会条例（平成19年流山市条例第19号。以下「審査会条例」という。）の規定に基づき設置される流山市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）に政治倫理違反行為の存否についての調査を行わせるものとする。	（審査会の設置） 第8条 議長は、前条第5項の規定に基づき審査請求を受理したときは、これを審査するために、議会に境港市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとする。
	（審査会の組織） 第9条 審査会は、議員の中から議長が指名する委員3人と識見を有する者の中から議長が委嘱する委員3人をもって組織する。 2 委員の任期は、議長に対し当該事案の審査結果の報告を終了したときまでとする。 3 議長は、委員に欠員が出た場合、速やかに補充するものとする。 4 審査会には、会長及び副会長1人を置く。 5 会長及び副会長は、審査会において互選する。 6 会長は、審査会を代表し議事その他会務を総理する。 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

流山市議会議員政治倫理条例	境港市議会議員政治倫理条例
	(審査会の会議) 第10条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が互選される前に開かれる会議は、議長が招集する。 2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。 4 審査会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを非公開とすることができる。
	(審査) 第11条 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査を請求された議員（以下「被審査議員」という。）、議員による審査請求代表者又は市民による審査請求代表者（以下「審査請求代表者」という。）、識見を有する者等に対し、その出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。 2 審査会は、審査に当たり、被審査議員が審査会に出席し、又は書面により弁明する機会を設けなければならない。 3 被審査議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は審査会に出席して意見を述べなければならない。 4 審査会は、審査を付託された日から60日以内に審査を終了し、審査の結果を議長に文書をもって報告しなければならない。
(議長の協力義務) 第8条 議長は、審査会条例第7条第1項の規定による依頼があったときは、審査会の調査等に必要な資料を提出しなければならない。	
(議員の協力義務) 第9条 議員は、審査会条例第7条第2項の規定による求めがあったときは、審査会の調査等に必要な資料を提出しなければならない。 2 議員は、審査会条例第7条第3項の規定による求めがあったときは、審査会に出席し、意見を述べ、又は説明をしなければならない。 3 議長は、審査会条例第7条第5項の規定により、市長から議員が審査会の求めに応じなかった旨の通知があったときは、その内容を速やかに公表しなければならない。	
(調査報告書の公表等) 第10条 市長は、審査会条例第6条の規定により審査会から調査報告書の送付を受けたときは、速やかにその写しを議長に送付しなければならない。 2 議長は、前項の規定により市長から調査報告書の写しの送付を受けたときは、その内容を調査請求した有権者又は議員に通知しなければならない。 3 前項の調査報告書の写しは、議長においてその要旨を公表するとともに、3年間保存しなければならない。	(審査結果の通知及び公表) 第12条 議長は、前条第4項の規定により報告を受けたときは、審査請求代表者及び被審査議員に対し、審査の結果を文書で通知するものとする。 2 被審査議員は、前項の文書を受け取った日から14日以内に限り、弁明書を議長に提出することができる。 3 議長は、前項に規定する弁明書の提出を受けた後、又は同項に定める弁明書の提出期間経過後、遅滞なく、第1項の審査結果の概要を市民に公表するものとする。この場合において、前項の弁明書の提出があったときは、併せて公表するものとする。

流山市議会議員政治倫理条例	境港市議会議員政治倫理条例
(調査結果の尊重) 第11条 議会は、審査会の調査結果を尊重し、政治倫理基準に違反したと指摘された議員に対して、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。	(議会の措置) 第13条 議会は、審査会の報告を尊重するものとする。 2 議会は、被審査議員が倫理基準に違反したものと認められるときは、市民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるものとする。 3 議長は、前項の措置の内容を市民に公表するものとする。
	(守秘義務) 第14条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その者が委員でなくなった後も同様とする。
	(条例の見直し) 第15条 議会は、この条例の施行後適当な時期において、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
(委任) 第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。	(委任) 第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(陳情の法的根拠)



- ・国会法には当初「議案、陳情等」との記載があったが、その後「議案、請願等」へと変更された。
- ・衆議院規則第180条には「陳情書その他のもので、議長が必要と認めたものは、これを適當の委員会に参考のため送付する。」と規定されている。
- ・参議院は国会法の改正を受け、規則から削除している。陳情は受け付けるが、処理規定がないため取り扱いは不明。
- ・地方議会においては、かつては地方自治法に「議案、陳情等」との記載があったが、平成24年に改正され「議案、請願等」へと変更された(「等」に陳情が含まれるとの考え)。受理された陳情は、各地方議会の会議規則に則った取り扱いとなっている。

(調査内容)

- ① 陳情が会議規則上どのように位置づけられているか。
- ② 陳情を審査案件として取り扱っているか。
- ③ 審査案件とならない陳情書はどのようなものか。
- ④ R7 陳情審査件数
- ⑤ R7 請願審査件数

⇒上記項目について、近隣7市議会（千葉県市議会議長会第4ブロック）及び最新の議会改革度ランキング上位3市（北海道登別市、島根県浜田市、埼玉県所沢市）を調査したもの。

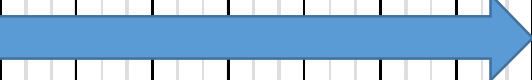
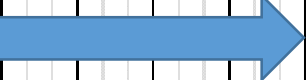
（調査結果（概要））

- ①各市の会議規則を見ると、5市は「内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。」と規定している。一方、本市含む5市は令和6年に改正された標準市議会会議規則に倣い、「議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。」とし、所沢市は「議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理することができる。」と規定しており、請願とは異なる扱いをすることがあることが示されている。
- ②陳情を審査しているのは近隣市で3市、ランク上位で1市。
- ③上記4市においては、本市で参考配付となる「郵送のもの」「1年以内に同一趣旨のもの」以外にも、
- 「陳情者が市外在住のもの（市内在勤・在学除く）」
 - 「意見書の提出を求めるもの」
 - 「趣旨・願意等が不明確なもの」
 - 「プライバシーを侵害するおそれがあるもの」
 - 「違法又は公序良俗に反する内容を含むもの」
- などの条件が定められている。
- うち、2市については
- 「議長が審査を行うことが適当でないと判断したもの」
 - 「委員会付託になじまないと議長が認めたもの」
- との条件も定められている。
- ④令和7年中における、本市の陳情の審査件数は21件。
- 近隣7市は合計6件、野田市・我孫子市・鎌ヶ谷市が2件ずつ。
- ランク上位3市は浜田市のみで9件。
- ⑤令和7年中における、本市の請願の審査件数は1件。
- 近隣7市は合計で25件、最多が柏市の10件。
- ランク上位3市は合計2件。

（調査結果から分かること）

- ・陳情とは一定の事項について適当な措置を要望する事実上の行為であって、会議規則で定められているとおり、請願と同様に処理すべきとする法律上の義務はないものである。
- ・本市は他市と比較しても陳情の審査件数が非常に多く、議員、事務局、執行部ともに事務量が増大している。

（今後のスケジュール（案））

項目	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
近隣市等の調査結果 配付											
各会派での検討											
議会運営委員会での協議 （１～３回を想定）											
取り扱い方針の決定											
【現行の運用】 令和８年第２回定例会分まで											
【変更後の運用】 令和８年第３回定例会分以降											

自治体名	調査項目				
	①陳情が会議規則上どのように位置づけられているか。	②陳情を審査案件として取り扱っているか。	③審査案件とならない陳情書はどのようなものか。	④R7陳情審査件数	⑤R7請願審査件数
流山市	第145条 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。	○	・郵送された陳情（全議員へ参考配付）。 ・1年以内に提出され審査した陳情で、同一趣旨のものにして、情勢の変化、陳情者名、中身の変化のないもの（全議員へ参考配付）。 ・提出時の重要事項説明に同意いただけない場合（全議員へ参考配付）。	21	1
市川市	第144条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。	× 受理された陳情は、原本の写しが各会派及び会派に所属していない議員（無会派）に配付されますが、原則として、定例会において審議されません。	-	-	2
松戸市	第145条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、議長が必要であると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。	× 陳情は受理したのち全議員に配布されます。原則審査は行われません。なお、陳情は随時受付を行っています。	-	-	5
野田市	第145条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。	○	・過去1年以内に提出された同趣旨の陳情 ・個人情報もしくは誹謗中傷と思われる内容が含まれるもの、または議会の権限外の陳情 ・訴訟係属中の裁判に関するものなど司法権の独立を侵すおそれのあるもの及び審査請求等に関する陳情 ・職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求める陳情	2	3
柏市	第138条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。	× 陳情の写しを全議員に配付するのみとなり、審査を行いません。	-	-	10

自治体名	調査項目				
	①陳情が会議規則上どのように位置づけられているか。	②陳情を審査案件として取り扱っているか。	③審査案件とならない陳情書はどのようなものか。	④R7陳情審査件数	⑤R7請願審査件数
我孫子市	第143条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。	○	・郵送による陳情については、上程せず議長決裁となります。 ・市外に住所を有する方からの陳情は、陳情者が市との係わりが深い場合（市内在勤・在学等）は、議題とし所管の委員会において審査いたしますが、その他の陳情は、議員への参考配布となります。 ・国や県等への意見書提出を求める陳情は、主旨に賛同する議員が2名以上集まれば意見書案（発議案）を議会に提出することができるため、議員への参考配布となります。 ・同時に上程される議案に係わる陳情（議案の一部訂正・削除、撤回を求めるもの等）は、議案の審査結果に左右されるため、議員への参考配布となります。	2 ※前年からの継続審査1件含む	5
浦安市	第145条 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要と認めるものは、請願書の例により処理するものとする。	× 議会運営委員会で陳情の取り扱いを協議し、審査の必要を認めた場合は請願と同じ方法で審査を行うこととしているが、実際はほぼ議員への参考配付となっている。	-	0	0
鎌ヶ谷市	第142条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。	○	・基本的人権を否定するなど、違法又は明らかに公序良俗に反する行為を求めるもの ・裁判判決の変更を求めるものや、係属中の裁判事件に干渉するものなど、司法権の独立を侵すおそれのあるもの ・公益上の必要がなく単に個人の秘密を暴露するもの ・市の事務に関係しない事項を願意とするもの（ただし、意見書提出を願意とするものは除く。） ・市の職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの ・趣旨等が明確に記載されていないもの ・郵送により提出されたもの ・1回前の会議に提出された陳情と同趣旨のもの ・前各号のほか、委員会付託になじまないと議長が認めたもの	2	0

自治体名	調査項目				
	①陳情が会議規則上どのように位置づけられているか。	②陳情を審査案件として取り扱っているか。	③審査案件とならない陳情書はどのようなものか。	④R7陳情審査件数	⑤R7請願審査件数
流山市	第145条 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要であると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。	○	・郵送された陳情（全議員へ参考配付）。 ・１年以内に提出され審査した陳情で、同一趣旨のものにして、情勢の変化、陳情者名、中身の変化のないもの（全議員へ参考配付）。 ・提出時の重要事項説明に同意いただけない場合（全議員へ参考配付）。	21	1
北海道 登別市 （１位）	第88条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書と同様に処理します。	× 参考資料として議員に配付されます。	-	-	0
島根県 浜田市 （２位）	第91条 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要であると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。	○ ※委員会審査のみ	(1) 趣旨、願意等が不明確で判然としないもの (2) 違法な又は明らかに公序良俗に反する行為を求めるもの (3) 基本的人権を否定し、又は明らかに公序良俗に反する用語を含むもの (4) 特定の個人に関する情報を明らかにし、プライバシーを侵害するおそれがあるもの ただし、すでに公表され、かつ、社会的に周知された事実を除く。 (5) 特定の個人、団体等を誹謗中傷し、又はその名誉を毀損し、又は信用を失墜させるおそれがあるもの (6) 係属中の訴訟又は捜査中の犯罪事件に関するもの (7) 市の職員等に対する懲戒、分限等の個別の処分や何らかの行為を求めるもの (8) 市の事務・権限に関係しない事項についての行為を求めるもの (9) 私人間で解決すべきもので、行政による解決の手だてがないもの (10) 採択、不採択等の議決等のあった請願又は陳情と同一の趣旨のもので、その後の状況に特段の変化がないもの (11) 前各号に掲げるもののほか、議長が審査を行うことが適当でないと判断したもの	9 ※前年からの継続審査１件含む	2
埼玉県 所沢市 （３位）	第141条 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要であると認めるものは、請願書の例により処理することができる。	× 参考資料として議員に配付されます。	-	-	1 ※取り下げ

（概要）

- ・議会運営の効率化、ペーパーレス化を図るため、令和５年６月に議員全員にタブレット端末が配付されたところだが、令和９年５月をもって現行のリース契約が満了となることから、今後のタブレット端末の活用について方針を決める必要があるもの。
- ・現在の端末賃貸借契約は月額２３０，７８０円（税込み）、年間２，７６９，３６０円のコストがかかっている。

（タブレット端末導入後の状況）

- ・全議員がタブレット端末を使用している状況ではない。
- ・現在、ペーパーレスに完全移行された方は１３名、紙資料を希望されている方は１５名であり、紙資料との併用が続いている。
- ・紙資料の削減率はおおよそ５０％。

（今後のスケジュール（案））

項目	11	12	1	2	3	4	5	6
端末配付についての検討								
各会派での検討								
端末の配付有無の決定								
配付端末の協議 （配付する場合）								
アプリケーションの協議								
本会議の端末持ち込み規定の協議 （配付しない場合）								

- ・令和９年度予算に計上する必要があることから、令和８年春頃までに方針を決めることとしたい。

(タブレット端末の配付について ― 検討される選択肢)

案①	案②	案③
端末を配付する		端末を配付しない
Wi-Fi モデル (現行どおり)	Cellular モデル	B Y O D ※
(メリット) ・現在と同じように運用できる。 ・Cellular モデルより安価。	(メリット) ・Wi-Fi 環境がない場所でも使用できるようになるため、災害時等の緊急連絡にも使用が可能になる。	(メリット) ・私用のデバイスを使用するため、公費による端末購入、維持コストがかからない。 ・使い慣れた端末を使えるため、業務効率化、生産性向上につながる。
(懸念点) ・デジタルデバイスに不慣れな方もいるため、全議員に配付する必要があるのか。 ・Cellular モデルは Wi-Fi モデルより高価。また、通信料の公費、政務活動費、私費の負担割合などについても検討が必要。		(懸念点) ・本会議における私用端末の持ち込み規定がないため、協議が必要。

※ Bring Your Own Device - 私物として所有する P C やスマートフォンなどのデバイスを業務に使うこと。